

## <学校施設への木材利用に関する補助制度>

### ～文部科学省の補助制度～

#### 《木造校舎等を建設する場合》

##### ○不足する学校建物を新しく建設、学校統合のための新設 ※

- **新增築事業** : 国庫負担率 1/2(原則)  
5.5/10(離島地域、過疎地域(学校統合事業のみ))  
交付税措置により、実質的な地方負担は事業費の20%(離島地域は18%)

##### ○老朽化に対応した建直しや、耐震化のための建直し

- **改築事業** : 交付金の算定割合 1/3(原則)  
1/2(Is0.3未満またはIw0.7未満のうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築※)  
5.5/10(離島、過疎地域等)  
交付税措置により、実質的な地方負担は事業費の26.7%(やむを得ない改築の場合は20%、離島、過疎地域は18%)  
※地震防災対策特別措置法 第4条の規定による補助率の嵩上げ措置

##### ○学校行事や地域住民の活動拠点として、専用講堂を整備

- **木の教育環境施設の整備事業** : 交付金の算定割合 1/3(原則)

#### 《内装を木質化等する場合》

##### ○建物の模様替え等を行う際、内装を木質化

- **大規模改造事業** : 交付金の算定割合 1/3(原則)

##### ○既存の施設を改造し、木のふれあいの場(和室等)、心の教室を整備

- **木の教育環境施設の整備事業** : 交付金の算定割合 1/3(原則)

★①木造建物の建設、内装の木質化を行う場合、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定し、補助単価の加算措置を行う。

②地域材を活用して、木造建物を建設する場合、①に加え、さらに補助単価の加算措置を行う。

※新增築事業は「公立学校施設整備費国庫負担金」、それ以外は「安全・安心な学校づくり交付金」

### ～林野庁の補助制度～

○地域材を用いた学校関連施設の整備として、環境を考慮した学校施設(エコスクール)のパイロット・モデルとして行う木質内装の整備、余裕教室を転用する際の木質内装、部室・武道場等の木造施設の整備を支援

